

大島地域道路啓開推進協議会 規約

(名 称)

第1条 鹿児島県道路啓開等協議会 規約第4条第6項において、別途定めることとしている事項を次のとおり定めることとし、「大島地域道路啓開推進協議会」(以下「協議会」という。)を組織する。

(目 的)

第2条 協議会は、大島支庁管内において、大規模地震や津波発生時における、初動対応を円滑かつ確実に実施できるよう、関係機関との認識の共有及び連携強化を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 通常時の道路啓開計画の策定等の協議、連絡調整、訓練等に関すること。
- (2) 災害時の官民の情報共有(連絡体制、資機材等の確保)に関すること。
- (3) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長を置くものとし、会長は大島支庁建設部長をもって充てる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、大島支庁建設部に置く。

(会議)

第6条 協議会は、毎年1回、会長が招集し開催する。ただし、必要に応じて臨時会を招集することができる。

- 2 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 会長は、会議の議長となる。

(規約の改正)

第7条 この規約は、必要に応じて改正でき、委員の承認をもって適用される。

(その他)

第8条 この規約に定めのない事項及び疑義のある事項については、協議会で協議の上、これを定める。

(付則)

この規約は、令和7年11月28日から施行する。

大島地域道路啓開推進協議会

役職	所属	職
会長	鹿児島県大島支庁建設部	部長
委員	鹿児島県大島支庁建設部	建設課長
委員	鹿児島県大島支庁瀬戸内事務所	建設課長
委員	鹿児島県大島支庁瀬戸内事務所	総務課長
委員	鹿児島県大島支庁徳之島事務所	建設課長
委員	鹿児島県大島支庁徳之島事務所	総務課長
委員	鹿児島県大島支庁喜界事務所	建設係長
委員	鹿児島県大島支庁喜界事務所	次長兼総務係長
委員	鹿児島県大島支庁沖永良部事務所	建設課長
委員	鹿児島県大島支庁沖永良部事務所	総務福祉課長
委員	奄美市	土木課長
委員	大和村	建設課長
委員	宇検村	建設課長
委員	瀬戸内町	建設課長
委員	龍郷町	建設課長
委員	喜界町	まちづくり課長
委員	徳之島町	建設課長
委員	天城町	建設課長
委員	伊仙町	建設課長
委員	和泊町	建設課長
委員	知名町	建設課長
委員	与論町	建設課長
委員	鹿児島県土木部道路維持課	技術補佐
委員	鹿児島県大島支庁総務企画部	総務企画課長
委員	鹿児島県危機管理防災局災害対策課	課長補佐
委員	奄美警察署	交通課長
委員	奄美警察署 喜界幹部派出所	喜界幹部派出所長
委員	瀬戸内警察署	地域交通課長
委員	徳之島警察署	交通課長
委員	沖永良部警察署	交通課長
委員	九州電力送配電（株）奄美配電事業所	配電グループ管理副長
委員	N T T 西日本 鹿児島支店	災害対策担当課長
委員	鹿児島県建設業協会奄美支部	支部長
委員	鹿児島県舗装協会（奄美ブロック）	技術改善委員
委員	（公社）鹿児島県測量設計業協会	理事
委員	（一社）日本自動車連盟鹿児島支部	ロードサービス隊長
委員	（一社）ジャパンレッカー事業協力会	専務理事

【事務局】

所属
鹿児島県大島支庁建設部